

氷川町税の納付は

安心
確実
便利 な

口座振替 で!

町税の納付は、納め忘れがなく、「安心」「確実」「便利」な口座振替がおすすめです。

口座振替のメリット

- 納付のたびに金融機関へ行く手間や時間が省けます。
- 納め忘れの心配もなく、毎年継続して確実な納期内の納付ができます。
 - ※ 残高不足にならないように、残高のご確認をお願いします。
 - ※ 再度の振替はできません。残高不足等で振替にならなかった場合、後日お送りする納付書での納付になります。

口座振替できる税目

- 町県民税（普通徴収）
- 固定資産税
- 国民健康保険税
- 町県民税（特別徴収）
- 軽自動車税

お申込みに必要なもの

- 預貯金口座の通帳
- お届け印
- 納税通知書（納付書）

お申込みができる場所

- 各取扱金融機関

お申込み先

- 町内取扱金融機関・氷川町役場 税務課・宮原振興局窓口に備え付けの「口座振替依頼書」にてお申込みください。

取扱金融機関

下記金融機関の本・支店（順不同）

- 肥後銀行
- 熊本銀行
- 熊本県信用組合
- 八代地域農業協同組合
- 熊本宇城農業協同組合
- 九州労働金庫
- ゆうちょ銀行・郵便局



口座振替日

- 振替日は、納付月の25日です。
（軽自動車税の納付月は、5月です。）
- 振替日が、土・日・祝日の場合は、翌営業日になります。



口座振替に
ご協力をお願いします

※口座振替手続き後、処理完了に 約1ヵ月程度かかります。
振替を希望される納期限の前月末までにお申込みください。

お問い合わせ

氷川町役場 税務課 TEL:0965-52-5853(直通)

口座振替依頼書の記入について



口座振替の登録事務を適正に行うため、お手数ですが、以下の記入例を参考に依頼書を正しく記入してください。

- 固定資産税の共有名義分をお持ちの方は、納税義務者名を必ず連名で記入してください。(納税通知書又は納付書に記載のある氏名を記入ください。)
- 年度途中に所有権の移転等で固定資産や軽自動車の名義が変更になった場合に、翌年度以降も引き続き口座振替をご希望の際は、再度お申込みが必要です。
- 軽自動車税は、一度お申込みいただくと、同じ納税義務者の車両すべてが口座振替になります。

氷川町口座振替依頼書(自動払込利用申込書)

必ず〇を記入してください。 → (開始) ・ 廃止)

※ 該当する項太枠の中を

必ず記入してください。開始月は、申込日の翌月以降の日付をご記入ください。

金融機関名 ○○ 銀行 農協 組合 支店 支所 御中 申込日 ○○年 △△月 □□日

ゆうちょ銀行 出張所 払込開始(廃止)年月 ○○年 △△月

住所 〒 869 - 4814 八代郡氷川町島地642番地 納税義務者以外の口座でも申し込みできます。

フリガナ ヒカワ タロウ 電話番 口座届出

氏名 氷川 太郎 (0965) 52 - 7111 氷川

銀行等 1 普通 2. 当座 3. 納貯 預貯金種別 金融機関コード 支店コード 口座番号 (右詰めで記入)

ゆうちょ銀行 種目コード 通帳記号 (6桁目がある場合は※欄に記入してください) 通帳番号 (右詰めで記入)

166 176 1 1 1 1 1 ※ 1 2 3 4 5 6 7 8

金 等 氷川町会計管理者 払込先口座番号 0 1 7 3 0 - 3 - 9 1 1 6 8

関係(★) 氷川町会計管理者 払込先口座番号 0 1 7 4 0 - 5 - 9 6 1 6 9

町税等を預貯金口座から口座振替の方法で納付したいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

いずれかに〇を記入してください。(ゆうちょ銀行除く。)

口座番号が6桁以下(ゆうちょ銀行は通帳番号が7桁以下)の場合は、口座、通帳番号は、右詰めで記入してください。

納入(税)義務者		口座振替項目 (口座振替を希望する項目に〇印をつけてください。)									
フリガナ	氏名	35 (普通徴収分)	35 固定資産税	35 国民健康保険税	35 (特別徴収分)	35 軽自動車税	25 使当料	28 介護保険料	28 医療保険料	30 (保食費)	30 (保育費)
フリガナ ヒカワ タロウ	氏名 氷川 太郎	〇		〇							
フリガナ ヒカワ タロウ ホカ〇メイ	氏名 氷川太郎ほか〇名			〇							
フリガナ	氏名										
フリガナ	氏名										
フリガナ	氏名										

納税通知書又は納付書に記載してある氏名を記入してください。

※ 納入(税)義務者欄への記入で、固定資産税の共有名義分をお持ちの方で同一口座より振替えたい場合は、本人分とは別に納入(税)通知書のとおり記入してください。
 ※ 前納希望の方については、第1期に年額を一括で振替(払込)ます。

【振替要件】

全項目	内容
全項目	1. 原則として、毎月10日まで申込み分について翌月より口座振替をいたします。 2. 振替(払込)日は、各引き落とし月の25日(休日の場合は翌営業日)です。なお、再振替(払込)は行いません。
町県民税(特別徴収分)	1. 口座振替を依頼された事業所につきましては、最新の口座振替データ作成のために退職等の異動届出書の提出は月末までをお願いします。 2. 従業員の異動等により発生した還付金は、個人へは還付せず、登録された事業所口座へ振込みますので、ご了承ください。

- 【口座振替約定】(ゆうちょ銀行を除く。ゆうちょ銀行の場合は自動払込規定が適用されます。)
1. 預金の支払手続きについては、当座預金約定または普通預金約定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出または、預金通帳及び預金払いもどし請求書の提出などいたしませんので、貴店所定の方法で処理してください。
 2. 指定預金残高が振替日において納付書等の額に満たないときは、私に通知することなく、次回以降の口座振替を解除されても異議ありません。
 3. 私がこの契約を変更・廃止する場合は、貴店に開始・廃止の届出を提出します。また、貴店が必要と認めた場合には、開始・廃止の届出を提出しない限り年度ごとに口座振替依頼書を提出したものとみなしてください。
 4. この取扱いによって仮に紛議が生じても貴店の責めによるものを除き貴店には迷惑をかけません。
 5. 預金口座より引き落とされた金額については、領収書を発行しないことについて異議ありません。

受付店日附印

検印	照合	受付
----	----	----

(ゆうちょ銀行を除く)